

## 資料41 大気汚染に係る環境基準等

### ア 環境基準

物質	環境基準（設定年月日等）	測定方法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。（S53.7.11告示）	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。（S48.5.8告示）	ろ過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。（S48.5.8告示）	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。（S48.5.16告示）	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。（S48.5.8告示）	非分散型赤外線分析計を用いる方法
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。（H21.9.9告示）	ろ過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。（H9.2.4告示）	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法を標準法とする。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。（H9.2.4告示）	また、当該物質に関し、標準法と同等以上の性能を有することが確認された測定方法についても使用可能とする。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。（H9.2.4告示）	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。（H13.4.20告示）	

#### 備考

- 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
- 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であつてその粒径が10μm以下のものをいう。
- 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、その粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。
- ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたつて人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

### イ 環境基準評価方法

#### 二酸化窒素

評価方法	年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが0.06ppm以下であること。
評価対象	年間における測定時間が6,000時間に満たない場合は評価対象としない。
通知	昭和53年環大企第262号環境庁大気保全局長通知

#### 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質

評価方法	短期的評価	連続して、又は随時に行った測定結果について、測定を行った日、又は時間について、環境基準により評価を行う。
	長期的評価	年間を通じて測定した1日平均値の高い方から2%の範囲にあるものを除外した値について環境基準に維持されること。但し、1日平均値について環境基準を超える日が2日以上連続しないこと。
評価対象	1日平均値の評価にあつては、1時間値の欠測が1日（24時間）のうち4時間を超える場合には評価対象としない。	
通知	昭和48年環大企第143号環境庁大気保全局長通知	

#### 光化学オキシダント

評価方法	1時間値が0.06ppm以下であること。
評価対象	6時から20時の昼間時間帯について評価を行う。
通知	昭和48年環大企第143号環境庁大気保全局長通知

#### 微小粒子状物質

評価方法	長期基準	測定結果の1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
	短期基準	年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
評価対象	年間の総有効測定日数が250日に満たない測定局については評価の対象とはしない。	
通知	平成21年環水大総発第090909001号環境省水・大気環境局長通知	

### ウ 光化学スモッグ注意報等発令基準

区分	発令基準	解除基準	発令対象地域
注意報	1以上の測定地点においてオキシダント濃度の1時間平均値が0.12ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。	それぞれの注意報等の発令地点におけるオキシダント濃度が継続するおそれがないと認められるようになったとき。	①京都市地域（京都市） ②乙訓地域（向日市、長岡京市、大山崎町）
警報	1以上の測定地点においてオキシダント濃度の1時間平均値が0.24ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。		③宇治地域（宇治市、城陽市、久御山町） ④綴喜地域（八幡市、京田辺市、井手町）
緊急警報	1以上の測定地点においてオキシダント濃度の1時間平均値が0.4ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。		⑤相楽地域（木津川市、精華町）



根拠法令		大気汚染防止法		府条例																			
ばい煙発生施設	燃料使用基準	<p>第15条の2 (対象)</p> <p>府内7市2町(京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町、久御山町)において硫黄酸化物に係るばい煙発生施設を設置する工場等で、すべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものの合計量が0.3kℓ/h未満の工場等。</p> <p>(基準値)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>燃料の種類</th> <th>工場又は事業場の規模</th> <th>適用区域</th> <th>使用基準(硫黄含有率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">重油その他の石油系燃料</td> <td rowspan="2">原料及び燃料の量を重油に換算したものの合計量が0.1kℓ/h以上0.3kℓ/h未満</td> <td>京都市域</td> <td>0.5%以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0.8%以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">原料及び燃料の量を重油に換算したものの合計量が0.1kℓ/h未満</td> <td>京都市域</td> <td>0.8%以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1.2%以下</td> </tr> </tbody> </table>	燃料の種類	工場又は事業場の規模	適用区域	使用基準(硫黄含有率)	重油その他の石油系燃料	原料及び燃料の量を重油に換算したものの合計量が0.1kℓ/h以上0.3kℓ/h未満	京都市域	0.5%以下	その他	0.8%以下		原料及び燃料の量を重油に換算したものの合計量が0.1kℓ/h未満	京都市域	0.8%以下	その他	1.2%以下	<p>京都府環境を守り育てる条例 第49条第1項 (対象)</p> <p>府内7市2町(京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町、久御山町)を除く府内の地域に所在する特定工場等で、当該特定工場等に設置されているばい煙に係る特定施設等を定格能力で運転する場合において使用される燃料の量を重油の量に換算したものの合計量が2kℓ/h未満のもの。)</p> <p>(基準値)</p> <table border="1"> <tr> <td>燃料の硫黄含有率が1.5%以下</td> </tr> </table>	燃料の硫黄含有率が1.5%以下			
		燃料の種類	工場又は事業場の規模	適用区域	使用基準(硫黄含有率)																		
重油その他の石油系燃料	原料及び燃料の量を重油に換算したものの合計量が0.1kℓ/h以上0.3kℓ/h未満	京都市域	0.5%以下																				
		その他	0.8%以下																				
	原料及び燃料の量を重油に換算したものの合計量が0.1kℓ/h未満	京都市域	0.8%以下																				
		その他	1.2%以下																				
燃料の硫黄含有率が1.5%以下																							
揮発性有機化合物排出施設	排出基準	<p>第17条の3 (対象)</p> <p>法に基づく「揮発性有機化合物排出施設」(9種類) (規制物質及び基準)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>物質</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>揮発性有機化合物(大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物(浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質を除く。))</td> <td>400~ 60,000(<math>\text{cm}^3/\text{m}^3</math>)</td> </tr> </tbody> </table>	物質	基準値	揮発性有機化合物(大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物(浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質を除く。))	400~ 60,000( $\text{cm}^3/\text{m}^3$ )																	
物質	基準値																						
揮発性有機化合物(大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物(浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質を除く。))	400~ 60,000( $\text{cm}^3/\text{m}^3$ )																						
一般粉じん発生施設	規制基準	<p>第18条の3 (対象)</p> <p>法に定める一般粉じん発生施設5種類 (規制対象施設及び基準)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コークス炉</td> <td rowspan="5">各施設毎に構造並びに使用及び管理について基準設定</td> </tr> <tr> <td>鉱物又は土石の堆積場</td> </tr> <tr> <td>ベルトコンベア及びバケットコンベア</td> </tr> <tr> <td>破砕機及び摩砕機</td> </tr> <tr> <td>ふるい</td> </tr> </tbody> </table>	施設	基準	コークス炉	各施設毎に構造並びに使用及び管理について基準設定	鉱物又は土石の堆積場	ベルトコンベア及びバケットコンベア	破砕機及び摩砕機	ふるい	<p>京都府環境を守り育てる条例 第33条第1項 (対象)</p> <p>条例に定める「特定工場及び一般粉じんに係る特定施設設置工場等」(ただし、大気汚染防止法の一般粉じん発生施設を除く) (規制物質及び基準値(敷地境界線上))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>物質</th> <th>基準値(<math>\text{mg}/\text{Nm}^3</math>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カドミウム及びその化合物の粉じん</td> <td>0.002</td> </tr> <tr> <td>クロム及びその化合物の粉じん</td> <td>0.002</td> </tr> <tr> <td>銅及びその化合物の粉じん</td> <td>0.03</td> </tr> <tr> <td>鉛及びその化合物の粉じん</td> <td>0.003</td> </tr> <tr> <td>その他の粉じん</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table>	物質	基準値( $\text{mg}/\text{Nm}^3$ )	カドミウム及びその化合物の粉じん	0.002	クロム及びその化合物の粉じん	0.002	銅及びその化合物の粉じん	0.03	鉛及びその化合物の粉じん	0.003	その他の粉じん	0.5
		施設	基準																				
コークス炉	各施設毎に構造並びに使用及び管理について基準設定																						
鉱物又は土石の堆積場																							
ベルトコンベア及びバケットコンベア																							
破砕機及び摩砕機																							
ふるい																							
物質	基準値( $\text{mg}/\text{Nm}^3$ )																						
カドミウム及びその化合物の粉じん	0.002																						
クロム及びその化合物の粉じん	0.002																						
銅及びその化合物の粉じん	0.03																						
鉛及びその化合物の粉じん	0.003																						
その他の粉じん	0.5																						
特定粉じん発生施設	規制基準	<p>第18条の5 (対象)</p> <p>法に定める特定粉じん発生施設9種類 (規制物質及び基準値(敷地境界線上))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>物質</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石綿</td> <td>10本/ℓ</td> </tr> </tbody> </table>	物質	基準値	石綿	10本/ℓ	<p>京都府環境を守り育てる条例 第33条第1項 (対象)</p> <p>条例に定める「特定工場及び特定粉じんに係る特定施設設置工場等」 (規制物質及び基準値(敷地境界線上))</p> <table border="1"> <tr> <td>法と同じ</td> </tr> </table>	法と同じ															
	物質	基準値																					
石綿	10本/ℓ																						
法と同じ																							
	作業基準	<p>第18条の4 (対象)</p> <p>法に定める特定粉じん排出等作業2種類 (作業内容及び基準)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業内容</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定建築材料(吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材)が使用されている建築物等を解体する作業</td> <td rowspan="2">石綿飛散防止対策について各作業毎に作業基準設定</td> </tr> <tr> <td>特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業</td> </tr> </tbody> </table>	作業内容	基準	特定建築材料(吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材)が使用されている建築物等を解体する作業	石綿飛散防止対策について各作業毎に作業基準設定	特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業	<p>京都府建築物の解体等に伴う石綿の飛散防止に関する緊急措置条例 第3条 (対象)</p> <p>条例施行規則第1条に定める石綿排出等作業2種類 (作業内容及び基準)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業内容</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐火建築物又は準耐火建築物を解体する作業(大気汚染防止法で規定されるものを除く)</td> <td>石綿飛散防止対策について各作業毎に作業基準設定</td> </tr> <tr> <td>耐火建築物又は準耐火建築物を改造し、または補修する作業(大気汚染防止法で規定されるものを除く。)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	作業内容	基準	耐火建築物又は準耐火建築物を解体する作業(大気汚染防止法で規定されるものを除く)	石綿飛散防止対策について各作業毎に作業基準設定	耐火建築物又は準耐火建築物を改造し、または補修する作業(大気汚染防止法で規定されるものを除く。)										
作業内容	基準																						
特定建築材料(吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材)が使用されている建築物等を解体する作業	石綿飛散防止対策について各作業毎に作業基準設定																						
特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業																							
作業内容	基準																						
耐火建築物又は準耐火建築物を解体する作業(大気汚染防止法で規定されるものを除く)	石綿飛散防止対策について各作業毎に作業基準設定																						
耐火建築物又は準耐火建築物を改造し、または補修する作業(大気汚染防止法で規定されるものを除く。)																							
指定物質排出施設	抑制基準	<p>附則 (対象)</p> <p>法に定める指定物質排出施設11種類 (規制物質及び基準値)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>物質</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ベンゼン</td> <td>50~1,500(<math>\text{mg}/\text{Nm}^3</math>)</td> </tr> <tr> <td>トリクロロエチレン</td> <td>150~500( " )</td> </tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>150~500( " )</td> </tr> </tbody> </table>	物質	基準値	ベンゼン	50~1,500( $\text{mg}/\text{Nm}^3$ )	トリクロロエチレン	150~500( " )	テトラクロロエチレン	150~500( " )													
物質	基準値																						
ベンゼン	50~1,500( $\text{mg}/\text{Nm}^3$ )																						
トリクロロエチレン	150~500( " )																						
テトラクロロエチレン	150~500( " )																						